

札幌高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(札幌中税務署長)

平成25年12月24日棄却・上告・上告受理申立

(第一審・札幌地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年6月20日判決、本資料263号-113・順号12237)

判 決

控訴人	有限会社A
同代表者取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	村松 弘康 櫻井 浩 佐々木 貴教 畔木 康裕 高杉 眞 丹羽 鍊 舛田 泰司 田島 麻紀子 藤野 寛之 阿久澤 英毅 清水 啓右 三浦 広大
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	札幌中税務署長
被控訴人指定代理人	川村 明伸 新庄 正義 梶 昌宏 宮森 弘治 近藤 達也 岡 直之 野口 一郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の請求を棄却する部分を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対して平成21年4月21日付けでした以下の各処分をいずれも取り消す。
 - (1) 控訴人の平成15年3月1日から平成16年2月29日まで、平成17年3月1日から平成18年2月28日まで、同年3月1日から平成19年2月28日まで、同年3月1日から平成20年2月29日までの各事業年度の法人税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分
 - (2) 控訴人の平成16年3月1日から平成17年2月28日までの事業年度の法人税の更正処分（平成22年4月28日付けでされた減額更正処分後のもの）及び過少申告加算税の賦課決定処分（同日付けでされた変更決定処分後のもの）
 - (3) 控訴人の平成17年3月1日から平成18年2月28日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち合計税額124万5500円を超える部分、控訴人の同年3月1日から平成19年2月28日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち合計税額253万1100円を超える部分及び控訴人の同年3月1日から平成20年2月29日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち合計税額162万5100円を超える部分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分
 - (4) 平成17年1月から同年6月まで、同年7月から同年12月まで、平成18年7月から同年12月まで、平成19年1月から同年6月まで、同年7月から同年12月まで及び平成20年1月から同年6月までの各期間分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、以下のとおり補正する。
 - (1) 原判決4頁10行目の「（」の次に「以下」を加える。
 - (2) 原判決4頁15行目の末尾に「（以下「事前確定届出給与」という。）」を加える。
 - (3) 原判決4頁20行目の末尾に「（以下「利益連動給与」という。）」を加える。
 - (4) 原判決4頁22行目の「有価証券報告書（」の次に「以下」を加える。
 - (5) 原判決7頁9行目の「第一項」を「第1項」と改める。
 - (6) 原判決7頁11行目の「所得税法21条」を「所得税法21条1号」と改める。
 - (7) 原判決8頁1行目の「適正化」を「適正化等」と改める。
 - (8) 原判決10頁18行目の「各期間」の次に「（以下「本件各期間」という。）」を加える。
 - (9) 原判決13頁15行目の「旧法人税法57条1項」を「旧法人税法57条1項、同条10項」と改める。
 - (10) 原判決13頁17行目の「法人」を「内国法人」と改める。
 - (11) 原判決19頁6行目から7行目にかけての「原告の平成20年2月期に係る法人税の確定申告書」を「平成20年2月期法人税確定申告書」と改める。
 - (12) 原判決19頁10行目及び23行目の各「各事業年度」をそれぞれ「本件各事業年度」と改める。
 - (13) 原判決21頁15行目の「店舗リース契約に係るリース料」を「本件リース契約に基づく

リース料」と改める。

(14) 原判決26頁16行目の「俸給、」から17行目の「という。）」までを「給与等」と改める。

(15) 原判決26頁21行目の「同法216条」を「平成24年法律第16号による改正前の同法216条」と改める。

(16) 原判決27頁2行目の「平成17年1月」から5行目の「という。）」までを「本件各期間」と改める。

(17) 原判決28頁1行目から2行目にかけて、29頁20行目から21行目にかけての各「平成16年2月期ないし平成20年2月期」をそれぞれ「本件各事業年度」と改める。

(18) 原判決30頁10行目から11行目にかけて、31頁16行目から17行目にかけての各「平成18年2月課税期間ないし平成20年2月課税期間」をそれぞれ「本件各課税期間」と改める。

(19) 原判決34頁26行目の「取消」を「取消し」と改める。

(20) 原判決38頁24行目の「意志」を「意思」と改める。

2 なお、原審は、本件消費税等更正処分のうち確定申告による合計税額を超えない税額部分の取消しを求める訴えを却下し、その余の請求をいずれも棄却したが、控訴人は訴え却下部分について控訴をしなかったため、当該部分に関する争点である本案前の争点は当審における審理の対象とはならない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件各金員が乙の代表取締役としての職務執行の対価（給与又は賞与）であり、控訴人が本件契約書を消費税法30条7項所定の態様では保存していなかったと認められるから、本件各更正処分等は適法であったと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」2項及び3項に各記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、以下のとおり補正する。

(1) 原判決45頁8行目の「甲6」を「甲6の2、原審における控訴人代表者7頁」と改める。

(2) 原判決49頁18行目の末尾に以下のとおり加える。

「なお、平成17年2月期に限ってみれば、同年2月を除いて、おおむね毎月15日前後に、125万2020円から174万5000円の範囲の金員が定期的に支給されているが、本件クラブの店舗全体の売上げの5パーセント程度との当初定められた目安に基づくものであることに変わりはないのであるから、これらの事業年度を通じて賞与かどうか判断すべきであり、たまたま平成17年2月期には定期的に支給される結果になっているからといって、当該年度に限って損金算入の対象となる役員報酬であると認めることはできない。」

(3) 原判決53頁3行目の「証人丙」を「原審における証人丙27ないし29頁」と改める。

(4) 原判決54頁8行目から9行目にかけての「丁上席調査官」を「丁」と改める。

2 控訴人は、乙は本件クラブでホステスとして稼働していたのであるから、ホステスとしての稼働部分についてまで乙の代表取締役としての職務執行の対価とみるのは相当ではない、消費税法30条7項所定の「保存しない場合」とは現実に帳簿等を保存しない場合と解すべきであるし、そのように解されないのであっても、丙は平成20年10月3日に札幌中税務署で丁に対して本件契約書を提示しているなどとする主張するが、前記のとおり補正を加えた前記引用に係る原判決の認定判断は正当であり、控訴人の上記主張は採用することができない。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 岡本 岳

裁判官 近藤 幸康

裁判官 石川 真紀子